

申 入 書

平成28年2月12日

株式会社スタイルズ 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正

岡山市北区奉還町1丁目7-7

TEL 086-230-1316

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、消費者契約法（平成12年法律第61号）13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。その活動の一つとして、消費者契約の約款の内容を検討して、その適正化のための提言を行っています。

さて、消費者から当法人に寄せられた情報をもとに、貴社が作成した約款（以下「約款」といいます）を検討しましたところ、消費者の利益の点から問題がある条項があるのではないかと考えられましたため、平成27年9月10日に照会と申入をさせていただきましたが、未だにご回答がありません。そこで、約款の内容の検討結果を基に、貴社に対し、改めて下記のとおり申入れをさせていただきます。

つきましては、ご多忙中恐縮ではございますが、本書到達後1か月以内に、貴社のご見解を文書にてご回答いただければ幸いです。

なお、本お問い合わせは公開の方式で行わせていただきます。従いまして、回答の有無及び回答内容等は当法人ホームページ等で全て公表いたしますので、その旨ご承知置きください。

記

会場において発生した事故・盗難の責任について申入れいたします。

1. 申入れする事項

約款第7条〔本会場における事故・盗難について〕において「一切責任を負えません」とある規定を、「貴社に故意又は過失等がある場合を除いて一切の責任を負いません」と変更してください。

2. 申入れの理由

当該規定は、会場において発生した事故・盗難について、貴社が一切の責任を負わない内容となっています。

しかし、貴社の施設内で発生した事故や盗難である以上、貴社の故意又は過失が原因で事故や盗難が発生する場合がありますと考えられます。当該規定はそのような場合であっても貴社が「一切の責任を負わない」とする内容となっております。

よって、当該規定は「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」に当たるといえ、消費者契約法第8条第1項第1号により無効となると考えられます。

以上